



Press Release

2021年9月28日

報道関係各位

FFF SMART LIFE CONNECTED 株式会社
代表取締役 三原 修
〒252-1107 神奈川県綾瀬市深谷中 8-3-4
<http://www.marshall-no1.jp/>

外付け HDD 意匠権侵害訴訟の判決のお知らせ

FFF SMART LIFE CONNECTED 株式会社（本社：神奈川県、代表取締役会長：三原 修）が、株式会社バッファロー（本社：名古屋市、代表取締役社長：牧 寛之）より提起されておりました意匠権侵害訴訟に関し、2021年9月9日付けで、最高裁判所第一小法廷において、当社の主張が認められない判決が下されましたのでお知らせいたします。

当社は、大阪地方裁判所平成30年（ワ）第6029号 意匠権侵害差止等請求事件が提起されたことを受けて、意匠権を取り扱う専門官庁である特許庁に対して当社製品が株式会社バッファローの意匠権に抵触するか否かの判定を求めたところ、令和1年12月20日（判定2019-60019）において、当社製品が株式会社バッファローの意匠権に抵触しないという判定を受けました。しかしながら、令和2年5月28日に大阪地方裁判所にて侵害を認めるという判決が下されました。当社としては、特許庁の上記判定の結果を踏まえて控訴を行いました。しかしながら、令和3年2月18日大阪高等裁判所令和2年（ネ）第1492号 意匠権侵害差止等請求事件でも当社の主張は認められず、同年9月9日に上告も棄却されました。

当社としては、国際的に標準な形状である、ハードディスクに対し、外付けハードディスクの形状もおのずと同形態になると主張し、最高裁まで争いましたが、当社の主張は認められず、誠に遺憾と思いますが、司法判断に従いました。現在、意匠権侵害訴訟で対象となった製品は販売しておりません。

今後は、当社の知的財産権に対して、保護を図るために必要な措置を講じる所存です。今後は、お客様に安心して商品・サービスを選んで頂けるようブランド価値の維持・向上を図って参ります。

令和3年9月28日

以上